

基本方向 1：魅力的で住みやすい生活環境の充実

激変する人々の暮らしと環境

▼「気候危機」への対応 地球温暖化がもたらす異常気象、気象災害の激甚化・頻発化

近年、豪雨の頻発など異常気象の激甚化・頻発化により、国内外で深刻な気象災害などが発生しており、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクはさらに高まると予想されています。

気候変動の影響は、土地や食料、水などの資源の獲得競争を激化させ、社会経済的な緊張状態を高めるほか、多くの避難民発生につながることも多く、「気候危機」との認識が高まっています。日本でも、観測記録を塗り替える高温、豪雨、大雪による大きな災害が、農林水産業・農山漁村の生産や生活の基盤を揺るがしかねない状況となっています。

▼ニューノーマルへの対応

新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の急速な進展も相まって、在宅勤務・テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加など、人々の生活様式は大きく変化しました（ニューノーマル）。

これに伴い、ワークライフバランスの重視など、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化しています。地域居住をはじめ、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方の選択肢を提供していくことが必要となっています。

全国及び首都圏の雇用型テレワーカーの割合



資料：国土交通省「ニューノーマルに対応した新たな都市政策はいかにあるべきか（中間とりまとめ報告書）」（令和3年4月）

▼「熊本県国土強靱化地域計画」の改定

近年における災害の頻発化・激甚化、そして令和2（2020）年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症の発生などにより、さらなる国土強靱化の推進が求められる中、熊本県でも、令和3（2021）年12月「熊本県国土強靱化地域計画」を改定しました。

本県は、九州山地の西側にあるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすく、複数の活断層や活火山である阿蘇山の存在などもあり、これまでも台風や大雨、地震などの災害が数多く発生しています。その教訓も踏まえ、「流域治水*1」の推進や新型コロナウイルス感染症対策、施設の老朽化対策や機能強化などの取組が追加されました。

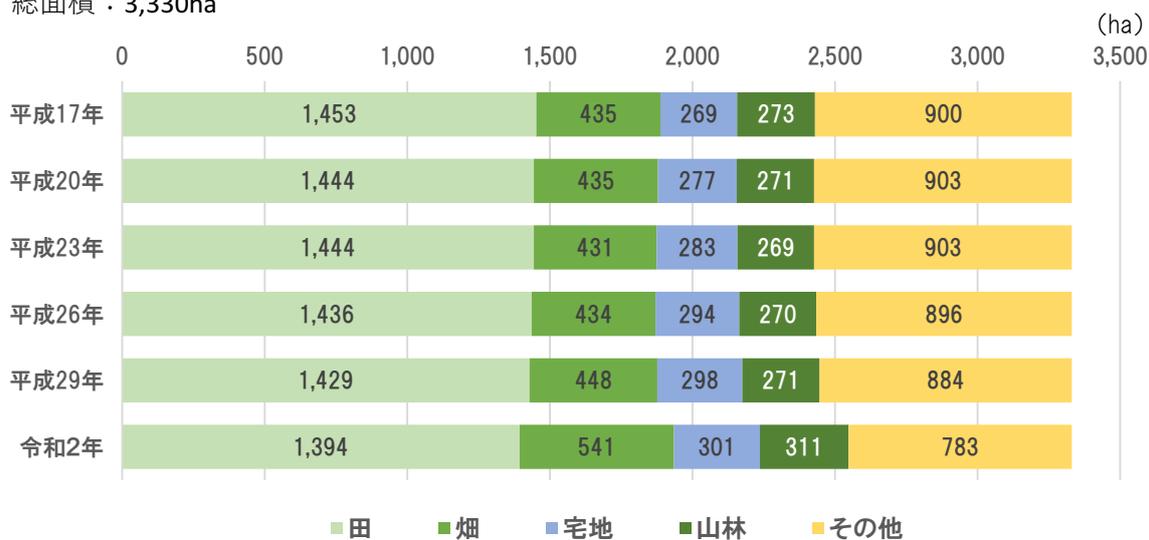
*1 集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めてひとつの流域にとらえ、流域に関わるあらゆる関係者により、地域特性に応じて、ハード・ソフトの両面から流域全体で治水対策に取り組むこと。

氷川町の現状と課題

近年、地球規模で気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化が生じており、熊本県及び本町でも、平成 28（2016）年熊本地震、令和 2（2020）年の熊本豪雨など、繰り返し台風や豪雨による甚大な被害が発生しています。町では、令和 2（2020）年に「氷川町国土強靱化地域計画」を策定し、安全安心な暮らしを支える氷川町の国土強靱化を進めています。

■ 地目別面積

総面積：3,330ha



資料：固定資産概要調書

施策 4-1-① 質の高い住環境の整備

【現状と課題】

- 住まいについては、老朽化した町営住宅の長寿命化^{※1}や住み替え促進・解体などを行うとともに、解体跡地の宅地分譲などによる住まいの確保を進めています。
- 一方、進学・就職で町外へと流出している若者や、若い子育て世代の住まい確保も重要な課題となっており、ニーズに応じた多様な住宅が提供できるよう、民間住宅も含めた住宅ストックを有効に活用できる仕組み・体制づくりも必要です。
- 空き家バンク^{※2}の登録物件は年々増加し、町外からの移住もみられていますが、利用希望者に対して物件数が少なく、空き家の適正管理や登録促進とともに、地区での受け入れ体制の検討も進めていくことが必要です。

※1 老朽化した施設等を改修し施設等の耐久性を向上させ、長期にわたって利用できる状態にすること。

※2 空き家の所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい人に紹介する制度。

【取組方針】

- 長寿命化計画に基づき公営住宅を適切に維持管理し、良好な生活環境を維持・形成する住宅政策を推進します。
- 質の高い住宅・宅地供給の誘導を進めます。
- 空き家バンクの強化など、空き家を活用した住まいの提供を進めます。

施策 4-1-② 移住定住に向けた魅力的な生活環境整備と情報発信

【現状と課題】

- 「第2期氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」では、重点項目の1つに「ベッドタウンとしての環境整備」を掲げ、若い世代や子育て世代が住みやすい、住みたいと感じるまちづくりに取り組むこととしています。宇城氷川スマートインターチェンジの利用で熊本市内へも通勤圏内である本町の立地特性を活かし、氷川町に暮らし、周辺市で働くといった新たなライフスタイルの形成に取り組んでいくことも必要です。
- 移住定住情報サイト「ひかわ暮らし」（令和2（2020）年新設）やSNSなどを利用して、町の魅力発信・PRを行っていますが、町の認知度はまだ低い状況です。

【取組方針】

- 移住定住の促進に向けて、魅力的な生活環境整備を進めます。
- 移住定住の促進に向けた情報発信やイベントを開催します。
- 本町の魅力や強みを知ってもらう総合的なブランディング^{※3}に取り組み、多様なデジタルプロモーション^{※4}による情報発信強化を推進します。

※3 商品やサービスなどに対し、独自の付加価値を創造し、他と差別化すること。

※4 SNSやインターネット等でデジタル技術を活用して行う販促活動のこと。

成果指標

指標名	現状値（R3）	目標値（R9）
町営住宅などの長寿命化型整備率（%）	77%	100%
空き家バンクの登録戸数（新規）（戸）	28戸	40戸
移住施策活用による移住者総数（人）※H29年からの累積値	37人	108人

基本方向2：暮らしを支えるまちの基盤の充実

変わりゆく道路・交通の姿

▼道路行政の新ビジョン「2040年、道路の景色が変わる」

令和2(2020)年6月に、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会の提言として、道路政策ビジョン「2040年、道路の景色が変わる」がとりまとめられました。これは、ポストコロナの新しい生活様式や社会経済の変革も見据えながら、令和22(2040)年の日本社会を念頭に、道路政策を通じて実現を目指す社会像、その実現に向けた中長期的な政策の方向性を提案するものです。

道路が持つ「移動」と「空間」の役割を改めて見つめ直し、将来にわたり人々の幸せを支える道路サービスを実現するため、5つの将来像と、3つの道路行政が目指す「持続可能な社会の姿」と「政策の方向性」が示されています。



資料：国土交通省「2040年、道路の景色が変わる」

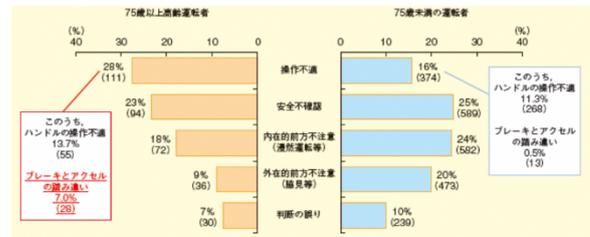
▼高齢運転者の自動車事故と免許返納

高齢化が進む中、75歳以上及び80歳以上の高齢運転免許保有者数は増加を続けています(10年間で約2倍)が、高齢運転者の免許人口10万人当たり死亡事故件数の推移をみると、減少傾向にあります(令和元(2019)年現在)。

死亡事故を人的要因別に比較すると、75歳以上の高齢運転者は、操作不適による事故が28%と最も多く、このうちハンドル操作不適が13.7%、ブレーキとアクセルの踏み間違いが7.0%となっています(令和元(2019)年)。

高齢者講習受講の義務付けや、申請による運転免許の取消し(免許返納)などにより、令和3(2021)年度中の免許返納件数は51万7,040件(うち75歳以上は27万8,785件)でした。

死亡事故を人的要因別比較 (左：75歳以上運転者、右：75歳未満運転者)



資料：内閣府「令和2年版交通安全白書」

▼官民 ITS 構想・ロードマップ

自動運転の早期実現に向け、官民が一体となって戦略を立案・実行していくことを目的に、ITS*1・自動運転に係る政府全体の戦略である「官民 ITS 構想・ロードマップ」が平成26(2014)年に策定され、その後毎年改定が行われてきました。

これにより、ITSに関連する多くの府省庁や民間企業において今後の方向性などが共有され、関係府省庁間の具体的な連携が進展するとともに、民間企業においても、互いに競争する一方で、協調に向けた取組が進められています。

*1 Intelligent Transport Systems (高度道路交通システム)の略。道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上などを目的に、最先端の情報通信技術などを用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称。

▼スマートモビリティチャレンジ

経済産業省と国土交通省では、令和元(2019)年度より、新たなモビリティサービスの社会実装を通じた移動課題の解決及び地域活性化を目指し、地域と企業の協働による意欲的な挑戦を促す「スマートモビリティチャレンジ」事業を推進しています。

その実証実験を行う先進パイロット地域として、令和4(2022)年度は11地域が採択されました。

- 地域の移動との重ね掛けによる効率化 (3地域)
- モビリティでのサービス提供 (1地域)
- 需要側の行動変容を促す仕掛け (5地域)
- 異業種との連携による収益活用・付加価値創出 (3地域)
- モビリティ関連データの取得、交通・都市政策との連携 (1地域)

令和4(2022)年度 スマートモビリティチャレンジ

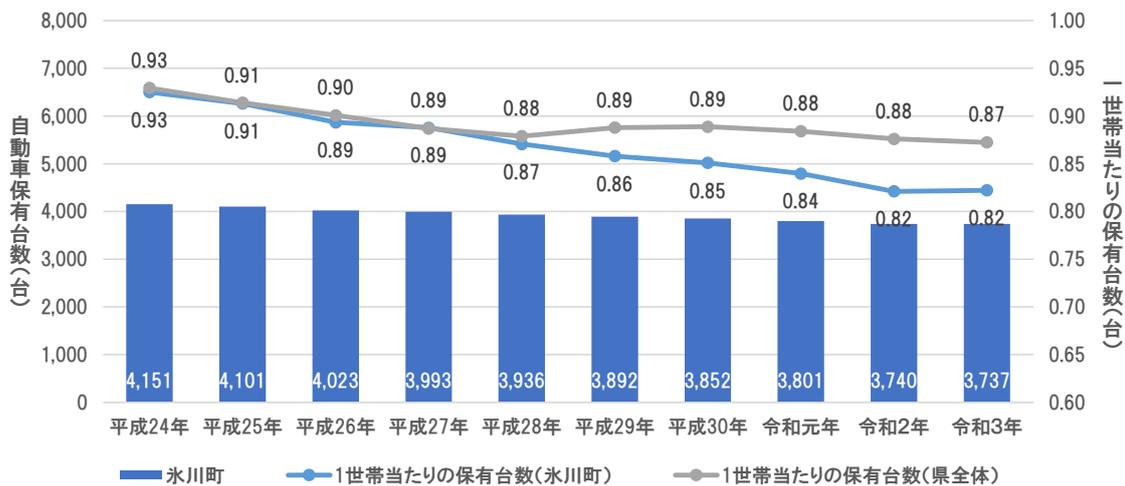


資料：経済産業省「地域新 MaaS 創出推進事業」採択結果

氷川町の現状と課題

人口減少や高齢化、高齢者の免許返納などの動きもあって、自動車保有台数及び世帯当たりの保有台数ともに減少傾向にあり、平成 29（2017）年までは 1 世帯に 1 台以上でしたが、近年は 1 台を下回っています。

■ 自動車保有台数の推移



※人口、世帯数は、平成 24.25 年は 3 月 31 日、平成 26 年以降は 1 月 1 日（住民基本台帳人口、世帯数）

資料：熊本県統計年鑑 市町村要覧（各年 3 月 31 日現在）

施策 4-2-① 便利で快適な生活道路の充実と幹線道路ネットワークの確立

【現状と課題】

- 本町の幹線道路は、国道 3 号及び九州自動車道などが南北に縦断するなど、南北方向の道路網が充実しています。
- 広域交通拠点である九州新幹線新八代駅（八代市）や宇城氷川スマートインターチェンジへのアクセス道路の整備が完了し、新たに開業した海のゲートウェイ「くまもんポート八代」（八代港）なども含めた、広域交通網及び交通流を考慮した道路ネットワークの見直し・強化が必要です。
- 便利で快適な生活環境づくりに向けて、道路パトロールや補修など生活道路の整備や住民参加による道路の維持管理を進めていますが、各地域でインフラ施設の老朽化が進んでおり、道路においても優先順位を検討しながら、適切に整備を進めていくことが必要です。

【取組方針】

- 各地域の状況に応じた生活道路網の充実を図ります。
- 広域的な幹線道路ネットワークの確立へ向け、国・県・周辺自治体との調整に努めるとともに、町内の骨格となる生活幹線道路の計画的な整備を推進します。

施策 4-2-② 交通弱者を支える公共交通網の充実

【現状と課題】

- 公共交通機関としては、民間バス路線のほか、JR 鹿児島本線がありますが、最寄り駅は八代市にある有佐駅になります。公共交通機関の不足が懸念される中、若年層から高齢者などの人口比率の推移などを的確に把握し、町の将来像に見合った公共交通網整備または交通弱者対策の企画立案が必要です。
- 高齢者など交通弱者のさらなる増加が見込まれる中、町の公共交通の不足とそれに伴う買い物など生活利便性の低下の解決に向けて、近隣市町村や道の駅などとも連携した移動販売サービスやドローンを活用した輸送などの仕組み・体制づくりについても検討が必要です。

【取組方針】

- 高齢者をはじめとする交通弱者が必要とする交通手段を調査・検討し、公共交通網の充実を図ります。
- 既存の公共交通機関を補完するデマンド型地域交通システム^{※1}の検討を行います。

※1 利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う予約型輸送サービス的一种。利用者が居住する場所が分散しており、公共交通を導入することが難しい地域で導入することが多い。

成果指標

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
シンボル道路（町道北川反甫北鹿野線）整備進捗率（%）	25%	100%
改良済道路延長（m）	199,140m	200,740m
路線バス系統維持（路線）	5 路線 (R4)	5 路線
交通手段支援実施人数（人）	191 人	300 人

基本方向3：いのちの源としての水環境の充実

令和から始まる「新・水戦略」

▼「水循環基本法」の改正

令和3（2021）年6月、地下水の適正な保全及び利用に関する施策について、国・地方公共団体の責務及び事業者や国民の責務（国・地方公共団体の取組への協力）を明確化するとともに、地下水マネジメントの推進に向けて、① 地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表、保管、② 地下水の保全及び利用に関する協議会の設置、③ 地下水の採取の制限などが努力義務として追加されました。

▼新たな「水循環基本計画」の策定

令和2（2020）年6月、新たな「水循環基本計画」が策定されました。

これは、水循環基本法に基づき策定されるもので、新たな計画では、「令和から始まる「新・水戦略」」として、以下の3本柱に重点的に取り組むこととしています。

- ①流域マネジメントによる水循環イノベーション（流域マネジメントの更なる展開と質の向上）
- ②健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現（気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応）
- ③次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承（次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承）

水循環基本法の改正を受け、「地下水の適正な保全及び利用」の項目の新設（地下水データベースの構築・普及・活用、地下水マネジメント推進プラットフォームの設立・運用等）など、令和4（2022）年6月に一部が見直されました。



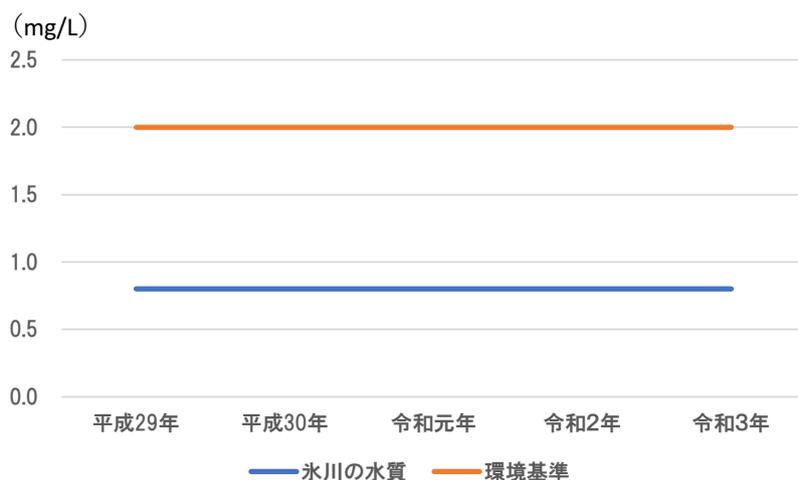
資料：「水循環基本計画」（令和2年6月）

氷川町の現状と課題

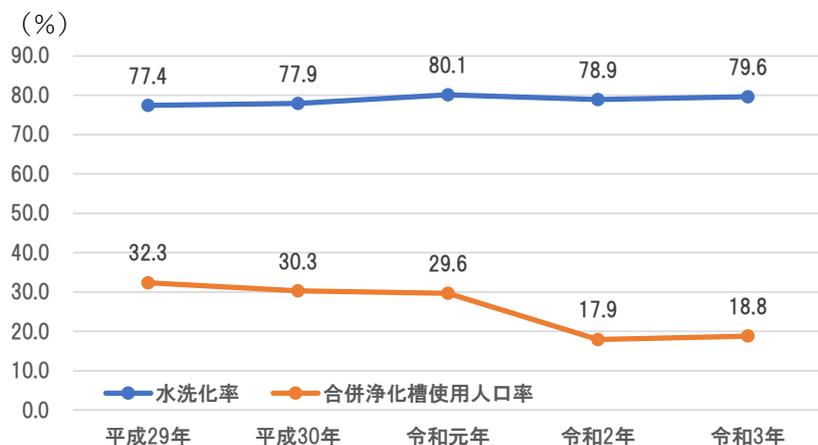
町のシンボルでもある清流氷川（二級河川）は、人々の暮らしや農業を支え、森や田園などとともふるさとの風景を形づくってきましたが、上流部の森の荒廃や生活排水の流入などにより流量の減少、水質の悪化が懸念されています。

氷川町と八代市で構成される清流氷川流水対策協議会では、氷川の適正な流水確保や環境保全を目的に、体験学習会や氷川流域フォーラムの開催など、様々な活動を行っています。

■ 氷川の水質（BOD）（mg/L）



■ 下水処理率及び「浄化槽整備区域、その他区域」の合併浄化槽使用人口率



清流氷川



EM 発酵液

施策 4-3-① 豊かな水環境の維持・改善に向けた活動の推進

【現状と課題】

- EM 発酵液普及・啓発活動として、町内の小・中学校への配布や、地区の老人会や子ども会を含む地域団体や農家での使用により、水環境の改善及び環境に対する意識向上に取り組んでいます。今後は、EM 発酵液利用による水環境への影響を周知し、各家庭での利用普及・啓発を図っていくことが必要です。
- 氷川流域での清掃活動や体験学習のほか、地区では住民やホタルを守る会が定期的にごみ拾いや草刈りを実施し、ホタルが生息しやすい環境づくりを継続して行っています。
- 清掃活動や体験学習への参加者を広く呼びかけ、町民全体の環境意識向上につなげていくことが必要です。
- 県の補助金や町の活性化交付金を活用しながら河川沿いの緑化活動に取り組む地区が増えています。活動の継続や町全体へと広げていくことが必要です。
- 県が実施する「みんなの川の環境調査」への参加も含め、町一体となった取組へと機運を高めていくことが必要です。
- 清流氷川流水対策協議会の活動の一環として、氷川町、泉町、東陽町、鏡町、それぞれの地域住民と連携しながら、氷川流域の清掃活動などを行っていますが、一般の参加者は少ない状況です。
- 今後は、広報紙・ホームページ、SNS などを活用し、氷川の現状や課題なども含めて活動状況を広く発信し、水辺への関心を高め、取組を広げていくことが必要です。

【取組方針】

- 学校や地域での水環境に関わる学習機会を創出し、環境に負荷をかけない暮らしや産業活動のあり方を考え、実践する意識を育んでいきます。
- 氷川の流域全体で活動組織と官民が連携して、水源の森から海までの河川に関わる環境改善の活動を推進します。

施策 4-3-② 水の環境を守り、育み、親しむための水環境の整備

【現状と課題】

- 下水道については、下水道処理の広域化共同化を進めるとともに、下水道整備区域では下水道への接道・水洗化を、下水道計画区域外では合併浄化槽の設置を促進していますが、高齢者世帯を中心にさらなる促進が必要です。
- 生活排水対策事業の推進にあたり、合併処理浄化槽への転換について、引き続きホームページや広報紙などを活用した、周知・啓発による転換促進が必要です。
- 下水道加入にあたり、一部地域で普及率が低迷しています。低迷の要因として、合併浄化槽がすでに設置され生活上支障がないことや、高齢世帯で将来的な住み手が不在となることが想定される世帯、下水道への接続工事の資金捻出が困難となっていることが挙げられます。今後も継続して、広報紙などでの広報活動や臨戸訪問による周知・啓発が必要です。
- 子どもから高齢者まで誰もが日常的に水と親しむ機会を増やし、自然環境にやさしいまちづくりを实践するため、水辺の憩いの空間として、松本橋公園、浜牟田橋公園などの水辺の公園や、農業集落排水処理施設の適正管理を引き続き進めていくことが必要です。

【取組方針】

- ▶ 家庭排水による水質汚濁を低減するために、各家庭や事業所の下水道への接続を促進していきます。
- ▶ 河川敷や護岸、堤防沿いの道、さらにその川沿いの地域の環境をできる限り自然に近い状態に改善し、水に親しめる身近な水辺の環境整備や活用を推進します。

成果指標

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
川沿いの緑化取組地区数	4 地区	6 地区
清流氷川における清掃活動参加人数 (人)	27 人	50 人
流域編入進捗率 (%)	80.0%	100.0%
水洗化率 (%)	79.6%	90.0%

基本方向4：みどりに囲まれた豊かな環境の創造

人中心のまちづくり時代のみどり

▼ガーデンツーリズムの推進

国土交通省は、地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、各地域の複数の庭園の連携により、魅力的な体験や交流を創出する取組を「ガーデンツーリズム」として推進しています。

平成31(2019)年4月から、各地の庭園間の連携や、多様な庭園の魅力の再発見を促すため、ガーデンツーリズム登録制度を創設し、登録された各地のガーデンツーリズムの取組を国内外へPRしています。これまでに全国13計画が登録されています(令和4(2022)年4月現在)。

資料：国土交通省「Japan Garden Tourism」

登録ツーリズム一覧



▼令和9(2027)年横浜国際園芸博覧会の開催

国際園芸博覧会は、国際園芸家協会(AIPH)の承認により、花や緑を通じた健康と福祉、環境の向上、経済強化などを目的に開催されるものです。その国際園芸博覧会が、令和9(2027)年、横浜市で開催されます。

本博覧会は、「幸せを創る明日の風景」をテーマに、花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造を目的として開催されます。多様な屋内外の展示、コンペティション、行催事などを通じて、①花・緑・農に関連した最新技術の国内外での共有によるSDGsの達成やグリーン社会の実現の推進、②国内の優れた花きの魅力や、日本庭園・いけばな等の文化の発信を通じた花き園芸産業・造園業等の発展への貢献、③花の名所や様々な庭園をはじめとする観光資源との全国的な連携を通じた観光振興に取り組みます。

開催概要

位置付け	最上位の国際園芸博覧会(A1) ※我が国では1990年の大阪花の万博以来の開催
開催場所	旧上瀬谷通信施設の一部(約100ha) (横浜市旭区・瀬谷区)
開催期間	2027年3月19日～9月26日 (6か月間)
参加者数	1,500万人(ICT活用等の多様な参加形態含む) ※大阪花の万博では約2,300万人が来場
会場建設費	約320億円
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
開催主体	一般社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 ※園芸博法に基づき国が指定

▼まちなか公共空間などにおける「芝生地の造成・管理」

国土交通省は、有識者からなる「まちなか公共空間等における『芝生地の造成・管理』に関する懇談会」で議論を重ね、令和2(2020)年3月、まちなかの芝生の可能性と維持管理の主なポイントをまとめたガイドラインを作成しました。

まちなかの芝生・みどりを「ツクル効果」、「ツカウ仕組み」、「ソダテル技術」、「ツナゲル事例」を紹介しています。

ガイドラインの構成と概要

- 1. まちなかに芝生・みどりをツクル効果**
「SHIBA(芝)」が創出す「コア」がもたらす「CORE(コア)」として、まちなかに芝生を導入することによる、地域活性化や経済増進、コミュニティ形成、防災機能の向上、環境改善効果について紹介しています。
- 2. まちなかの芝生・みどりを持続的にツカウ仕組み**
まちなかの芝生・みどりの魅力を維持するためには、それらを持続的にツカウ仕組みが必要で、維持管理体制、資金確保、運営ノウハウの伝播・実践のための、様々な工夫の具体例を紹介しています。
- 3. まちなかの芝生・みどりをソダテル技術**
まちなかの芝生・みどりを導入する際の、目標とする空間の設定、計画・設計、管理・運営の段階ごとに紹介しています。
- 4. 芝生・みどりを活用したまちづくりのツナゲル事例**
全国各地における芝生空間がまちづくりにつながった事例について、紹介しています。

資料：国土交通省「芝生のチカラを活かしたまちのCORE(コア)のつくり方～芝生を活用したまちなか空間の創出ガイドライン～概要版」(令和2年3月)

▼「使われ活きる公園」の実装化に向けて

令和4(2022)年10月、民との連携による、より柔軟に都市公園を使いこなすための質の高い管理運営のあり方などについて議論・検討を行ってきた「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」の提言が公表されました。

「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」として、①新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの「場」とする、②しなやかに使いこなす「仕組み」ととのえる、③管理運営の「担い手」を広げ・つなぎ・育てる、という3つの重点戦略と7つの取組を掲げています。

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(概要)



基本計画

環境の未来

氷川町の現状と課題

本町は、町域の65%以上を占める森から里山、田園、海へと連なる多様な地形と豊かな自然環境が魅力ですが、農地や里山では、高齢化や後継者不足などから荒廃地が増加し、景観的にも大きな問題となっています。



地域が管理する新村中塘公園



花いっぱい運動

施策 4-4-① 住民と協働で行う公園をはじめとする緑化空間の充実

【現状と課題】

- 町では、各地区での緑化や花いっぱい運動など、住民の自主的な活動を支援しており、継続して取り組む地区もみられています。地区活動のさらなる促進、町内全域への広がりに向けた取組が必要です。
- 住民の憩いの空間である地区公園については、地域住民による維持管理を進めていますが、管理方法の検討や維持管理を行う地域住民の担い手確保などの課題がみられています。

【取組方針】

- 町内各地区での身近な緑化や花いっぱい運動などの住民の自主的な活動を支援していきます。
- 身近な地区の公園・憩いの空間づくりについて、地区別計画に基づくまちづくり活動と整合した支援をしていきます。

施策 4-4-② 良好な環境づくりに向けた景観形成や計画的な土地利用の推進

【現状と課題】

- 町国土利用計画及び町土地利用計画を策定し、まちづくり条例により適正な土地利用の誘導を図っていますが、条例の適用区域が宮原地区に限定されているため、竜北地区での誘導に向けた検討・見直しが必要です。

【取組方針】

- まちづくり条例による景観づくりや助成制度を検討し、田園から里山まで、地区の特性に合わせた景観づくりへ向けた取組を推進します。
- 土地利用に関する計画に基づく適正な土地利用を誘導するための取組や住民意識の向上に努めます。

成果指標

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
花いっぱい運動 取組地区数 (地区)	15 地区	20 地区
憩いの場づくりに取り組む地区 (地区)	0 地区	3 地区
竜北公園の来園者数 (人)	46,000 人	80,000 人
まちづくり条例などによる景観形成件数 (件)	2 件	5 件

基本方向5：豊かな自然を活かした環境学習の仕組みづくり

持続可能な社会の実現に向けた環境教育

▼2050年カーボンニュートラルの実現

令和2（2020）年10月、政府は令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成27（2015）年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」などが合意されました。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5℃特別報告書」によると、気温上昇を約1.5℃に抑えるには、令和12（2030）年までに平成22（2010）年比で世界全体のCO₂排出量を約45%削減することが必要とされており、世界各国はできるだけ早く、できるだけ大きく排出量を減らす取組が加速的に進められています。

▼環境教育等促進法基本方針の変更

平成30（2018）年6月に変更された新たな基本方針では、持続可能な開発のための教育（ESD*¹）や、環境、経済、社会それぞれの課題を解決し、持続可能な社会をつくるために達成すべき目標（SDGs）に関する取組が求められる中、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てること、世代、組織、地域、分野などを越えて「つなぐ」という視点の重要性などから、「体験活動」の意義を捉え直し、「体験の機会の場」を「地域や国を超えた交流の拠点」と位置付け、その積極的な活用を図ることとされています。

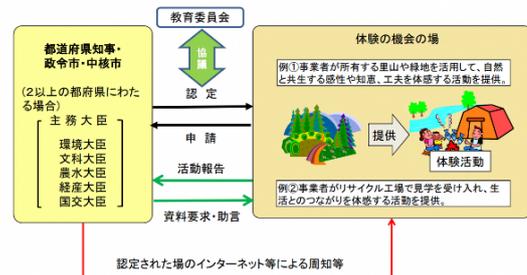
* 1 Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略称。世界の人々や、地球上の生き物、そしてこれから先の未来のことも考えて、みんなが幸せに暮らしていける地球にしていけるために、わたしたち一人ひとりができることを考え、行動するための学びのこと。

▼「体験の機会の場」認定制度



体験の機会の場の認定制度とは、民間の土地・建物の所有者等が提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、都道府県知事等が一定の基準に照らして認定・周知する制度で、現在27団体が認定されています（令和4（2022）年9月現在）。

資料：環境省

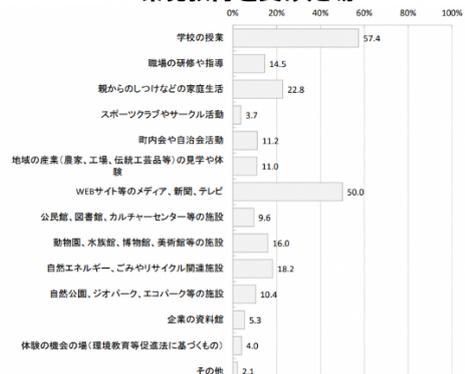


▼環境教育の現状

環境省が令和2（2020）年度に行った「環境教育等促進法基本方針の実施状況調査」によると、ごみの分別、節水や油を流さないなど水質保全に向けた取組は実践率が高いものの、環境配慮商品などの選択や環境保全活動への参加などの実践率は低くなっていました。

これまで受けた環境教育の内容としては、「ごみや資源」、「地球環境」は過半数があげている一方で、「地域の産業や文化の継承・発展」、「世界とのつながり」などはやや低くなっています。環境教育の場としては、「学校の授業」や「WEBサイト等のメディア、新聞、テレビ」が多くなっています。

環境教育を受けた場



資料：環境省「令和2年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査」

▼熊本県での県民参加の森林づくり

高地から海岸沿いまで多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を有する熊本県では、県民参加の森林づくりを進めるため平成6（1994）年から森林インストラクターの養成講座を開催しています。

これまでに263人の森林インストラクターが誕生しており、森林環境教育や森づくり活動の場で、森林・林業に関する知識の普及啓発や、森づくりに関する技術・技能の実践指導を県内各地で行っています。

氷川町の現状と課題

立神峡公園をはじめとする豊かな自然を活用して、ボランティアや指定管理者と連携し、環境学習や体験活動などを展開しています。



立神峡公園環境学習



里山体験ボランティア



水生生物観察会

施策 4-5-① 豊かな自然とそこで育まれた歴史・生活文化を活かした環境学習の推進

【現状と課題】

- 立神峡公園でのタケノコ堀や竹林伐採体験など里山暮らしの体験や、「八代海北部沿岸都市」地域連携創造会議の事業を中心に関係団体と協力して沿岸部の清掃活動や生物観察会などの体験事業を定期的に行っています。
- 広い世代に町の多様な自然環境を活かした環境学習活動を提供するため、地域との協力体制の構築や、ニーズの把握が必要となっています。
- 里山環境の保全に向けて、竜北公園や立神峡公園を拠点に、里山フェスタの開催や、町内保育園や小学生の宿泊体験と併せた環境学習や、環境整備などを行っていますが、両公園の里山環境をツーリズムの活動の場としての活用を検討するなど、新たな展開・魅力向上を図っていくことが必要です。
- 里山環境インストラクターの養成など環境保全活動を支える人材の育成は進んでおらず、熊本県の森林インストラクター※¹やエコロジスト・リーダー※²を活用した取組を実施するための体制づくりなどについて検討していくことが必要です。

* 1 熊本県の認証制度で、森林環境教育や森づくり活動の場で、森林・林業に関する知識の普及啓発や、森づくりに関する技術・技能の実践指導を県内各地で行っている人のこと。

* 2 熊本県の認証制度で、環境にやさしい取り組みをする人を支援したり、指導したりする人のこと。

【取組方針】

- 山から海までの自然資源を活かした環境学習のプログラム及び実施体制の充実を図ります。
- 里山環境の保全をハード（公園化）とソフト（環境学習）の両面から保全・活用する取組や体制づくりを進めます。
- 様々な環境保全活動の人材を育成し、住民主体の活動の推進を支援します。

成果指標

指標名	現状値（R3）	目標値（R9）
水環境に関わる体験事業参加人数（人）	34人 (R1)	35人
里山フェスタ参加者数（人）	90人 (H29)	200人

基本方向6：環境にやさしい暮らしの仕組みづくり

グリーン社会を実現する暮らしと地域の実現

▼脱炭素、循環経済、分散・自然共生 多角的な切り口によるグリーン社会の実現

国民一人ひとり、そして社会全体の行動変容に向けて、あらゆる主体の取組のさらなる後押しと、ライフスタイルの転換が必要で、さらにDX（デジタルトランスフォーメーション）の活用などにより、「脱炭素」、「循環経済」、「分散・自然共生」という多角的な切り口によるアプローチでSDGsにも取り組みつつ、私たちや将来世代が安心して暮らすことができる「グリーン社会」の実現を加速化していくことが求められています。

「脱炭素」の観点からは、令和32（2050）年までのカーボンニュートラルの実現、また令和12（2030）年度における温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減、さらに50%の高みに向けた挑戦の継続など、「循環経済」の観点からはプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable*¹）の促進など、「分散・自然共生」の観点からは令和12（2030）年までに陸と海の30%以上の保全（30by30：サーティ・バイ・サーティ）、生物多様性の損失や気候変動対策を含む様々な社会課題の解決に自然を活用した解決策（NbS:Naturebased Solutions）の活用などが挙げられています。

* 1 令和4（2022）年4月1日から施行されたプラスチックの資源循環を目的とした法律「プラスチック資源循環促進法」の基本原則。リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の通称「3R」に、再生可能な資源へ代替する「リニューアブル（Renewable）」を加えたもの。



資料：環境省「令和4年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

▼ローカルSDGs（地域循環共生圏）の実現

プラスチック削減や食品ロス削減なども含めた、地域のSDGs（ローカルSDGs）の実現による持続可能な地域とライフスタイルの実現が課題となっています。

環境省は、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す「地域循環共生圏」の実現を掲げ、地域でのSDGsの実践（ローカルSDGs）を目指しています。



資料：環境省

▼「第四次循環型社会形成推進基本計画」の進捗状況

国は、平成30（2018）年6月、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、① 持続可能な社会づくりとの統合的取組、② 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、③ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、④ 適正処理のさらなる推進と環境再生、⑤ 万全な災害廃棄物処理体制の構築、⑥ 循環分野における基盤整備に取り組んでいます。

目標に掲げる資源生産省、最終処分量は順調に推移しているものの、入口側及び出口側の循環利用率は、指標値の改善が減少または一時悪化し、目標達成が困難な見込みとなっています。

循環型社会形成推進基本計画の構成と目標値



目標値	2000年度	2015年度	2025年度目標
資源生産性（万円/トン）	24	38	49（+102%）
人口側の循環利用率（%）	10	16	18（+88%ポイント）
出口側の循環利用率（%）	36	44	47（+11%ポイント）
最終処分量（百万トン）	57	14	13（▲77%）

（）内は2000年度比

資料：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画（概要版）」（平成30年6月）

▼2050年カーボンニュートラルを目指す 日本の新たな「エネルギー基本計画」

令和3（2021）年10月、「第6次エネルギー基本計画」が策定されました。新たな計画では、① 世界的に取り組みが加速している気候変動問題への対応、② 日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服の2つが大きなテーマとなっています。

再生可能エネルギーの最大限の導入など「令和32（2050）年カーボンニュートラル」の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すとともに、「S+3E（安全性+エネルギーの安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）」という基本方針を前提にした取組が示されています。



資料：資源エネルギー庁「日本のエネルギー2021」

▼ウクライナ情勢などによるエネルギー安全保障

ロシアのウクライナ侵略により世界のエネルギー情勢は一変しました。ロシアは世界最大級の天然ガスと原油の輸出国であるため、世界のエネルギー需給への影響は甚大となっています。

我が国においては、30年以上ぶりの円安水準の更新、燃料価格の高騰、電力需給ひっ迫など、改めてエネルギーの安全保障の重要性が論じられており、エネルギーの効率化と自然エネルギーの重要性がさらに高まっています。

参考：日本の電力自給率 12.1%

化石燃料依存度 84.8%（令和元（2019）年度）

原油価格と天然ガス価格の比較



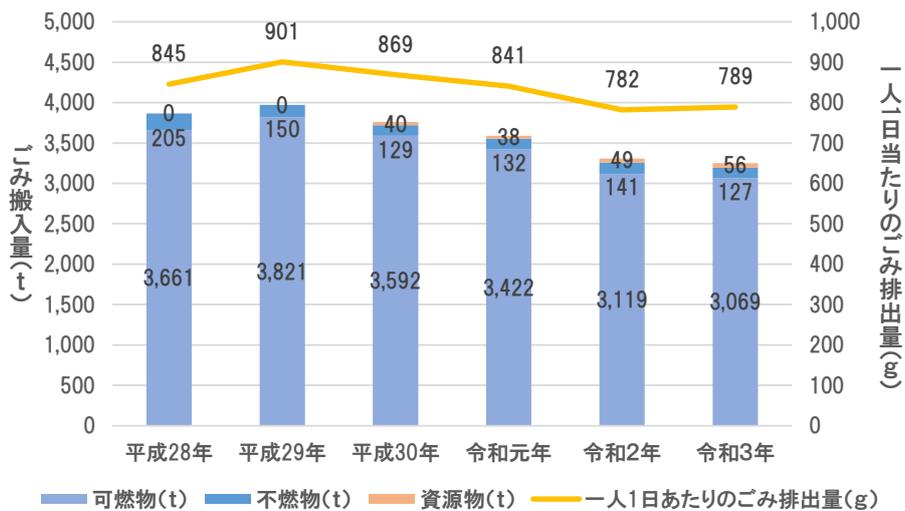
資料：資源エネルギー庁「令和3年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書 2022）」

氷川町の現状と課題

本町のごみは、本町と八代市で構成する八代生活環境事務組合が運営する町内のクリーンセンターで処理されています。

一人一日あたりのごみの排出量は減少傾向にあり、様々な取組の成果が現れています。

■ごみ搬出量と一人一日あたりのごみ排出量の推移



資料：氷川町の教科書（資料編）2021

（人口は、熊本県の人口と世帯数(年報) 各年 10月1日現在）



生ごみ処理機及びコンポスト



環境美化一斉行動

施策 4-6-① 循環型社会づくりを目指したごみの減量化と環境美化活動の推進

【現状と課題】

- 保健衛生委員によるリサイクル及び分別推進、管内小・中学生を対象としたごみ減量化標語コンクールなどを通して、家庭や身近な地域から始められる循環型社会づくりに向けた活動の啓発を図っています。
- また、平成 31 年 1 月には、可燃ごみ 10%削減を目指す「ごみ減量化宣言」を行い、生ごみ処理機や生ごみコンポストの導入推進、資源物品目の拡大、平日資源物拠点回収の設置などを進め、可燃ごみの減量及び資源物収集量の増加など一定の成果がみられています。引き続き、プラスチック製品回収品目の拡大や集団回収契約の推進などを図り、資源物収集量の増加を進めていくことが重要です。
- 令和 6 年度からの八代市環境センターでの可燃ごみ処理に係る収集体系や分別基準の変更などについて、住民へわかりやすく説明・周知していくとともに、さらなる取組の推進を図っていくことが必要です。
- 年 2 回、全市民を対象としたボランティア清掃「環境美化一斉行動」や、保健衛生委員と連携したごみの分別やマナーの周知、廃棄物監視員と連携した野焼きや不法投棄防止活動など、各種団体と連携しながら環境への意識改革、マナーの周知に取り組んでいます。
- コロナ禍で、環境美化一斉行動の参加率の低下や不法投棄の増加などがみられていますが、地域の SDGs 実現に向けて、足元からの行動を根付かせ、広げていくことが必要です。

【取組方針】

- ごみの分別収集・リサイクル活動をはじめ、環境にやさしい暮らしを推進するための意識啓発や各種活動への支援を進めます。
- 各地域での環境美化活動の支援を進めます。
- 不法投棄防止施策及び体制の強化を図ります。

施策 4-6-② 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

【現状と課題】

- 各家庭における太陽光発電などの再生可能なエネルギー導入への支援を行っており、補助件数も増加しています。補助内容等の見直しを行い、さらなる活用促進を図っていくことが必要です。

【取組方針】

- 太陽光などの再生可能エネルギーの活用や省エネ活動の推進を支援します。
- 太陽光などの導入促進に加え、資源ごみの分別などによるごみ削減を今後も継続的に実施し、脱炭素社会を目指します。

成果指標

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
ごみ発生量 (t/年)	3,253 t/年	2,955 t/年
1人当たりの資源物排出量 (kg/年)	17.70 kg/年	19.47 kg/年
不法投棄処理回数 (回)	87回	30回
太陽光助成件数 (件)	17件	20件